

令和4年2月より

ご遺族の方の手続きを支援します

おくやみコーナーのご案内

身近な方が亡くなられた後の市役所での死亡に関する様々な手続きをワンストップ(1か所)で行える「おくやみコーナー」を設置しています。

ご利用を希望する場合は、電話にて事前予約してください。

注意

おくやみコーナーをご利用にならずに、各担当窓口でも直接、死亡に関する手続きは行えます。

おくやみコーナーで出来ること

- **死亡に関する必要な手続きをまとめて受付できます**
移動する必要がなく、1か所で手続きができます。



年金については、「国民年金のみにご加入」の場合に限って、おくやみコーナーでの手続きが行えます。なお、「厚生年金」にご加入の場合は各事業所または年金事務所へ、「共済年金」にご加入の場合は勤務先または各共済組合へお問い合わせください。

- **書類の作成をお手伝いします**

事前予約時に、住所・名前・生年月日等の基本情報を予めお伺いし、その情報に基づき、申請書などの作成支援を行います。

お問い合わせ

阪南市役所 市民課

072-471-5678

「おくやみコーナー予約の件」とお伝えくださ

ご利用の3営業日前まで
にご予約ください。

電話受付

午前9時00分～午前11時00分

午後2時00分～午後4時00分

※土・日・祝・年末年始を除く。

手続き対応

①午前10時00分 ②午後3時00分

※土・日・祝・年末年始を除く。

おくやみコーナー 設置場所

阪南市役所 1階 市民課窓口横（正面玄関右

(裏面につづく)

手続きに必要な代表的なもの

ご遺族様のもの

☐ 本人確認書類(来庁者)

【1点で本人確認できるもの:写真付きのもの】

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳など

【2点で本人確認できるもの:写真付きでないもの】

被保険者証(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)、年金手帳など

亡くなった方の手続きに関するもの

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた場合

☐ 国民健康保険被保険者証

☐ 高齢受給者証(70歳から74歳のみ)

☐ 後期高齢者医療被保険者証

☐ (喪主の)預金通帳

☐ (喪主の氏名がわかる)葬儀の領収書

国民年金のみに加入していた場合

☐ 国民年金手帳

☐ 年金証書(年金を受給していた場合)

所持していた場合

☐ 身体障害者手帳

☐ 療育手帳

☐ 精神保健福祉手帳

☐ 重度障がい者医療証

☐ 特別児童手当証書

☐ (ご遺族の)預金通帳

☐ 介護保険被保険者証

☐ 介護保険負担割合証

☐ 子ども医療証

☐ ひとり親家庭医療証

☐ 児童扶養手当証書

原動機付自転車(125cc以下)を所有していた場合

☐ (所有者、使用者及び届出者の)印鑑

☐ ナンバープレート(抹消又は廃車の場合)

☐ 登録申告済証(標識交付証明書)

※当日の持ち物につきましては、幅広く記載しています。ご容赦ください。